

第1回質問への回答 業務要求水準書

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
1	1	1	2	(1)	ア	(ウ)	焼却炉稼働状況で2号焼却炉は5号焼却炉運転休止時にバックアップとして稼働とありますが、3,4号焼却炉の稼働状況により、2,5号焼却炉が同時稼働する可能性はあるのでしょうか。その場合、本事業への消化ガス供給量が減少する可能性はあるのでしょうか。	2号炉は5号炉のバックアップとして稼働させており、同時の稼働を想定しておりません。
2	2	1	2	(1)	イ		消化ガスのメタン濃度は、58～62%と記載されています。一方、様式5-1-1には燃料の低位発熱量として22MJ/m3と記載されています。発電量の試算は22MJ/m3の値を指定値と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
3	2	1	2	(1)	イ		消化ガスの成分について、新旧対照表によるとメタン、炭酸ガスの成分が増加しています。事業期間中に大幅に成分が変化した場合の措置についてご教示ください。	横浜市とPFI事業者との協議により対応を決定することとなります。
4	2	1	2	(1)	ウ		消化ガスに関する条件「更新工事期間中及び定期修繕中のやむを得ない場合は、既存の安全燃焼装置による消化ガスの燃焼を横浜市に依頼することができる。」とありますが、消化ガス発電設備の停電中も余剰ガス燃焼装置を運転していただけるのでしょうか。	詳細は優先交渉権者決定後の協議により決定されますが、基本的な考え方はご質問の通りです。
5	2	1	2	(1)	ウ	(ア)	想定日最大使用量について、新旧対照表によると、今回10%近く増加しています。この原因についてご教示ください。	想定日最大使用量は過去1年間の消化ガス使用量データから算出しています。前回は15年度実績値、今回は18年度実績値から算出しており、元になった実績値の増加が想定日最大使用量の増加の原因となっています。

第1回質問への回答 業務要求水準書

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
6	3	1	2	(1)	ウ	(ウ)	提案に際しての事業費、収支等の諸試算の根拠は標準消化ガス供給量1200万Nm <sup>3</sup> /年を用いることとありますが、消化ガスの増加に関して予定量の130%を超えるものは従量料金の見直しを規定しておりますが、ガス量増加に伴う運転時間の増加はメンテナンス費等の増大を招きます。つまり、メンテナンス費は従量料金の扱いとして認めていただくか、固定費の変更として認めていただきたいと思えます。	事業契約書(案)93条及び提案書記載要領及び様式集 第2章 2(3)の通りといたします。
7	4	1	2	(3)	ウ	(ア)	空調用及び給湯用熱源温水において「供給温度90 以上」とありますが、温水戻り温度は何 程度でしょうか。	吸収式冷凍機の入口温度は85～90 です。出口温度は80 前後です。
8	4	1	2	(3)	ウ		「イとウを合わせた各月の必要熱量は様式5-4-3に提示した熱量の110%」とありますが、空調用および給湯熱源温水の熱量は、消化槽加温必要熱量の10%と考えてよろしいでしょうか。	そのように考えていただいて結構です。
9	4	1	2	(3)	カ		3・4号焼却炉からの温水は、365日24時間供給されると理解してよろしいでしょうか。	原則としてご質問の通りです。
10	4	1	2	(4)	ア	(ウ)	電気の切替工事における全停止の期間、現状の圧力設定範囲では低圧・中圧ガスホルダーにガスを貯留できる時間は既設余剰ガス燃焼装置をフル稼働しても20時間程度です。この時間を少しでも延長したく、中圧ガスホルダーの設定圧力をMaxまで上げたいのですが、ガスコンプレッサーの昇圧能力の上限値をご教示ください。	ガスコンプレッサーの昇圧能力は、0.8MPaです。

第1回質問への回答 業務要求水準書

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
11	4	1	2	(4)	ア		安全燃焼装置の使用理由として、焼却炉の消化ガス使用量の大幅な減少などの突発的な消化ガス供給量の増加はふくまれるのでしょうか。	詳細は優先交渉権者決定後の協議により決定されますが、ご質問で想定される状況は、安全燃焼装置を運転するのに足る事象と考えられます。
12	4	1	2	(4)	ア		安全燃焼装置の使用に関して、ガスタンク・脱硫設備の点検・補修等原因での消化ガス貯留容量の減、脱硫設備不都合などので有害物質含有量増大など通常と異なる消化ガス利用障害が発生した時も含むとの認識でよろしいのでしょうか。	ご質問で想定される状況は、安全燃焼装置を運転するのに足る事象と考えられますが、詳細は横浜市の判断によります。
13	4	1	2	(4)	ア		安全燃焼装置の運転は横浜市が実施し、事業者側は性能、安定性等のリスクについては所掌外と考えますがよろしいのでしょうか。	ご質問の通りです。
14	5	1	2	(6)	イ		既設の上水給水装置(ガス発電設備棟以外にも供給有り)は横浜市の所掌と考えてよろしいのでしょうか。	業務要求水準書第3 1ウ(ア)の通りです。
15	7	2	4	(2)	イ	(1)	温水の場合は、温水槽出入り口の第1フランジが取合点とされていますが、温水槽内の水質管理は横浜市にて実施すると考えてよろしいのでしょうか。	業務要求水準書第3 1ウ(ア)の通りです。
16	8	2	4	(5)			「監視制御に必要な信号はPFI事業者が取合盤を設置し～」とありますが、この取合盤はPFI事業者が設置する他の盤と兼用してもよいと解釈してよろしいのでしょうか。	兼用した場合、自らの責任において取合盤の管理を行い、市との信号取合いに際し、支障のないように取合い端子を整理して配置することとしてください。

第1回質問への回答 業務要求水準書

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
17	8	2	4	(5)			横浜市側で必要なガス発電設備の信号とは別に、PFI事業者側で安全な監視制御を行うために必要となる横浜市側設備の信号が存在すると考えられます。これらの信号については、 ・横浜市側設備の改造はPFI事業者が行う。 ・横浜市側設備からガス発電設備へのケーブル引き込みはPFI事業者で行うという解釈でよろしいでしょうか。	取合い盤以降の横浜市側のケーブル類、既設設備の改造等は、市の負担とします。
18	8	2	4	(5)			「センターで信号を取りに行くものとする」とありますが、 ・取合いに必要な横浜市側設備(コントローラ、監視装置、帳票システム等)の改造 ・取合いに必要なケーブル類 については横浜市の負担と考えてよろしいでしょうか。	取合い盤以降の横浜市側のケーブル類、既設設備の改造等は、市の負担とします。
19	10	3	2	(1)			包括的管理委託の受託業者との合意があれば、運転管理業務に関し、協力を求めることができる委託関係を構築することは可能でしょうか。	原則として認めないものとします。但し、要求水準を確保し経費削減に効果があると本市が認めた時は、この限りではありません。
20	10	3	1	(1)	ウ	(ア)	事業者提案により、ガスエンジン用給排気ファン等のガス発電機棟付帯設備の更新・運営・維持管理が範囲決定されることは、審査単価に少なからず影響を与えるため、審査に公平さを欠くと思われます。したがって、横浜市にてガス発電機棟付帯設備の範囲をご指定いただきたいと思います。	事業者による自由な提案を可能とするために、当該箇所のように規定いたしました。その趣旨をご理解ください。
21	11	3	3	(5)			パンフレット頒布は事業者の判断とありますが、事業契約書(案)P25第66条3に市の求めに応じ協議の上作成し提供するとあります。パンフレット等の出版物の作成、及び頒布は事業者の判断との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
22	13	4	1	(2)			光化学オキシダント注意報発令時の10%出力調整とは、「注意報発令中は発電設備の出力を10%低下させること」と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
23	13	4	1	(2)			過去5年間の光化学オキシダント注意報発令回数4~11回/年とありますが、1回の平均時間をご教示ください。	横浜市環境監視センターのホームページをご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/mamoru/kenkyu/kanshi/index.html">http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/mamoru/kenkyu/kanshi/index.html</a>

第1回質問への回答 業務要求水準書

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
24	13	4	1	(3)			< 常時監視項目 > に記載の7窒素酸化物濃度、イ酸素濃度測定機器は更新対象でしょうか。また、環境創造局へのデータ伝送方法を開示願います。	濃度測定機器は更新対象外です。データ伝送方法はテレメータ方式です。詳細については横浜市環境監視センターと協議となります。
25	10	4	1	(3)			平成13年度に設置の既設排ガス分析装置は、今回工事の更新対象とはせず、既設を流用するというところでよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
26	10	4	1	(3)			排ガス分析装置の信号は、直送で中央記録計盤を経由してデータ伝送装置(テレメータ)に入力されていますが、中央記録計盤は今回工事の更新対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
27	10	4	1	(3)			PFI事業者の維持管理対象には排ガス分析装置の信号が取り込まれている中央記録計盤は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
28	10	4	1	(3)			排ガス分析装置がPFI事業者の維持管理対象となるかどうかをご教示願います。排ガス分析装置がPFI事業者の維持管理対象となる場合、維持管理に必要な項目をご教示ください。	排ガス分析装置は維持管理対象となります。維持管理項目は提案内容を踏まえて規制部署との協議によって決定いたします。
29	13	4	1	(4)			センターの環境マネジメントシステムの詳細をご教示ください。	環境創造局ISO14001のホームページをご参照ください。 <a href="http://www.city.yokohama.jp/me/kankyoku/etc/iso/">http://www.city.yokohama.jp/me/kankyoku/etc/iso/</a>

第1回質問への回答 業務要求水準書

No	頁	章	節	項	目	その他	質問・意見等	回答
30	13	4	1	(4)			事業者はISO14001を取得する必要があるのでしょうか。	該当箇所はセンターの環境マネジメントシステムと統合した環境マネジメントシステムの構築をPFI事業者に要求するものです。PFI事業者がISO14001の認証を取得することは求めてはおりません。